

〈改善報告書検討結果（滋賀県立大学）〉

[1] 概評

2016（平成28）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、改善勧告として1項目、努力課題として3項目の改善報告を求めた。これを受け、貴大学では、「自己評価委員会」を中心に検討を行い、各学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。ただし、以下に示すもののうち改善が不十分な事項については、更なる対応を求める。

改善勧告に関しては、環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科の博士後期課程において研究指導計画が策定されていなかった点（改善勧告No.1）について、それぞれの研究指導計画を策定し、それらを『履修の手引（大学院）』に明示することで、学生に周知しており、改善が認められる。

一方で、努力課題に関しては、1年間に履修登録できる単位数の上限設定（努力課題No.1）について、環境科学部、工学部、人間文化学部において履修規程を改正して上限を設定したものの、卒業要件に算入される「各学科等が指定した科目」等を上限の対象外としており、これらの科目を含めると実質的な上限は依然として高いため、改善が望まれる。なお、卒業要件に含まれない一部科目を上限に含めていないこと、直前の学期のGPAが3.0以上の学生には、上限を学期ごとに2単位、年間で最大4単位引き上げることを可能としていることについては、これらにより単位数の上限設定制度が形骸化することのないよう十分注意されたい。

以上の事項について、引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1. 努力課題について

No.	種 别	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	環境科学部、工学部、人間文化学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
	評価当時の状況	教育の質保証に係る取組として、GPAによる成績評価や履修登録の取消制度は導入していたものの、1年間に履修登録できる単位数の上限の設定（CAP制）は行

	<p>つていなかった。</p> <p>このため、1年次の年間履修登録単位数は、全学平均で 53.0 単位、最も多い学科の平均では 61.6 単位となっており、学修時間の確保の観点からは課題がある状況であった。</p>
評価後の改善状況	<p>2017 年（平成 29 年）5 月 26 日開催の教務委員会において、C A P 制の趣旨のほか、当時の学生の履修動向や G P A との相関関係などのデータを共有し（資料 1-1-1）、学科ごとの状況を確認したうえで、C A P 制の導入に向けた検討を行うことを決定した（資料 1-1-2）。</p> <p>2017 年（平成 29 年）11 月 28 日、2018 年（平成 30 年）1 月 31 日開催の教務委員会において、制度の具体的な検討を行い（資料 1-1-3、1-1-4）、2018 年度（平成 30 年度）入学生から C A P 制を導入することとして、履修規程の改正および履修科目登録の上限に関する要綱の制定を行った（資料 1-1-5、追加 1-1-1）。</p> <p>学生に対しては、『履修の手引』により、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限が 49 単位であることを周知し（資料 1-1-6 p5～6）、この上限以上に履修登録ができないように、学生自身が履修登録の入力を行う学務事務管理システムを改修した。</p> <p>この結果、2018 年度（平成 30 年度）入学生の年間履修登録単位数は、全学平均で 46.4 単位（最も多い学科の平均で 48.8 単位）と改善が図られた（資料 1-1-7）。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
1-1-1 C A P 制について（教務委員会資料・2017 年 5 月 26 日開催） 1-1-2 平成 29 年度第 1 回教務委員会議事録（2017 年 5 月 26 日開催） 1-1-3 平成 29 年度第 3 回教務委員会議事録（2017 年 11 月 28 日開催） 1-1-4 平成 29 年度第 4 回教務委員会議事録（2018 年 1 月 31 日開催） 1-1-5 公立大学法人滋賀県立大学 履修規程（新旧対照表） 1-1-6 2020 年度履修の手引（学部）※一部抜粋 （ http://www.usp.ac.jp/edu/shikaku/ に全文掲載） 1-1-7 2018 年度入学生の履修登録単位数の状況（教務委員会資料・2018 年 5 月 25 日開催） 追加 1-1-1 公立大学法人滋賀県立大学履修科目登録の上限に関する要綱	

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	工学研究科、人間文化学研究科博士前期課程及び生活文化学専攻博士後期課程、人間看護学研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『履修の手引（大学院）』などに明記するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	学位論文審査基準については、大学院の研究科ごとに定め、『履修の手引（大学院）』に掲載するなどの方法により学生に周知していたが、一部の研究科の基準において、論文審査要件は示しているものの、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準を示しているとは言えない状況であった。
	評価後の改善状況	<p>2017年（平成29年）1月25日開催の大学院教務連絡会において、当時の学位論文審査基準の研究科ごとの表現を比較し（資料1-2-1）、審査プロセス、審査要件、論文の審査基準を統一的なフォーマットでわかりやすく明示できるように見直すことを決定した（資料1-2-2）。</p> <p>2017年（平成29年）10月11日開催の大学院教務連絡会において、研究科ごとの策定内容を確認し、研究科間の記載項目等を調整したうえで、2018年度（平成30年度）の『履修の手引（大学院）』に反映することを決定した（資料1-2-3）。</p> <p>これを受け、『履修の手引（大学院）』に、見直し後の学位論文審査基準のほか、「研究指導スケジュールと研究指導概要」を併せて明示し（資料1-2-4 p28～29、p87～88ほか）、学生に周知することで、全研究科において、学位取得までのプロセスや審査基準が明文化され、改善が図られた。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>1-2-1 学位論文審査基準の表現について（大学院教務連絡会資料・2017年1月25日開催）</p> <p>1-2-2 平成28年度第1回大学院教務連絡会議事録（2017年1月25日開催）</p> <p>1-2-3 平成29年度第1回大学院教務連絡会議事録（2017年10月11日開催）</p> <p>1-2-4 2020年度履修の手引（大学院）※一部抜粋 (http://www.usp.ac.jp/edu/shikaku/に全文掲載)</p>

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科それぞれの博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学院各研究科の博士後期課程においては、所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得かつ必要な研究指導を受けた後退学した者（いわゆる満期退学者）について、当時の学位規程に基づき、退学後3年以内に限って「課程博士」として審査を行い、学位を授与してきた。
	評価後の改善状況	<p>2017年（平成29年）1月25日開催の大学院教務連絡会において、いわゆる満期退学者への学位授与については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえ、「課程博士」ではなく「論文博士」として審査を行い、学位を授与するよう見直すことを決定した（資料1-2-2）。</p> <p>これを受けて、学位規程の改正を行い、2020年度（令和2年度）から適用することとした（資料1-3-1）。</p> <p>併せて、所定の修業年限内での学位授与を促進するため、『履修の手引（大学院）』に、学位論文審査基準とともに「研究指導スケジュールと研究指導概要」を併せて明示（資料1-2-4 p87～88ほか）し、学位取得に向けて計画的に研究活動を行うよう指導するなど、改善が図られた。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>1-2-2 平成28年度第1回大学院教務連絡会議事録（2017年1月25日開催）</p> <p>1-3-1 公立大学法人滋賀県立大学 学位規程（新旧対照表）</p> <p>1-2-4 2020年度履修の手引（大学院）※一部抜粋 (http://www.usp.ac.jp/edu/shikaku/ に全文掲載)</p>

2. 改善勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目 指摘事項	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法 環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科それぞれの博士後期課程において研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に行えるように是正されたい。
	評価当時の状況	大学院各研究科の博士後期課程においては、研究指導の内容・方法やスケジュールについて、担当教員が個々の学生に対して個別に伝えるなどの対応を行っていたものの、研究指導計画として策定されたものではなく、研究指導等にあたって、明文化した形での周知が十分とは言えない状況であった。
	評価後の改善状況	<p>2017年（平成29年）1月25日開催の大学院教務連絡会において、研究指導計画として「研究指導スケジュールと研究指導概要」を記載するフォーマットを示し（資料2-1-1）、修業年限内における標準的な研究指導スケジュールについて、各研究科の博士前期・後期課程ともに統一的なフォーマットで明示することを決定した（資料1-2-2）。</p> <p>2017年（平成29年）10月11日開催の大学院教務連絡会において、研究科ごとの策定内容を確認し、研究科間の記載項目等を調整したうえで、2018年度（平成30年度）の『履修の手引（大学院）』に反映することを決定した（資料1-2-3）。</p> <p>これを受け、『履修の手引（大学院）』に、学位論文審査基準とともに、「研究指導スケジュールと研究指導概要」を併せて明示し（資料1-2-4 p87～88ほか）、学生に周知することで、全研究科において、学位取得までのプロセス等が明確になり、これらの計画に沿って研究指導等を行えるように、改善が図られた。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>2-1-1 研究指導計画の策定について（大学院教務連絡会資料・2017年1月25日開催）</p> <p>1-2-2 平成28年度第1回大学院教務連絡会議事録（2017年1月25日開催）</p> <p>1-2-3 平成29年度第1回大学院教務連絡会議事録（2017年10月11日開催）</p>

1-2-4 2020 年度履修の手引（大学院）※一部抜粋
(<http://www.usp.ac.jp/edu/shikaku/> に全文掲載)

以 上

